DMM WEBCAMP COMMIT 専門技術コース 契約約款

本約款の内容を十分お読みいただき、契約内容を十分理解した上でご契約ください。

第1条(適用範囲)

本約款は、株式会社インフラトップ(以下、「乙」という。)の 提供する DMM WEBCAMP COMMIT 専門技術コース(以下、「本 サービス」という。)に関し、その契約者(以下、「甲」という。) との間で締結される受講契約(以下、「本契約」という。)、本サー ビスの利用及び諸手続について適用されるものとする。本約款に 定めのない事項については、乙による各種通知、案内等の定めに よるものとする。

第2条(表明保証)

甲は、甲が乙に提供する経歴、職歴、健康状態、既往歴等の個人情報の全部又は一部につき、虚偽の事実を提供しないことにつき、表明、保証する。

第3条(本サービスの内容等)

乙が甲に対し、提供する本サービスの内容は以下の通りとする。 なお、本サービスの提供期間は、学習期間の延長や天災、疫病の 流行等の特段の事情のない限り最大 12 ヶ月間とする。

1 プログラミング教育

- (1) 乙は、甲に対し、本契約に基づき、プログラミング等の教育、指導、学習教材の提供等(以下、「学習指導」という。)を行う。当該学習指導の実施期間及び第11条の進学判定に不合格となり甲乙間の合意により学習期間の延長をした場合の延長期間を合わせて「学習期間」という。
- (2) 乙による学習指導は、甲に対し、甲が学習指導を受けるために必要な ID 及びパスワードを発行し、甲が乙から公開された映像・音声若しくは通信回線を利用したインターネット等による電子機器上で乙によって提供された学習教材を視聴することができるプラットフォーム(以下、「WEBCAMP ONLINE」という。)を利用する方法、及び甲に対し、乙の指定する場所・環境で、乙の定めた指導員(以下、「メンター」という。)が質疑応答を行う方法、メンターが乙の指定するチャットツールを用いて質疑応答を行う方法、その他乙が定める方法によって行うものとする。
- (3) 学習期間中の学習内容は、I基礎 II応用・チーム開発 III ポートフォリオ制作 IV専門 とする。乙は、I、II、III、IVの順に学習指導を提供し、それぞれの学習期間の基本単位は1ヶ月とする。なお、IV専門 については、AI教養 若しくはクラウド教養 を契約時に選択するものとする。

2 就転職支援

- (1) 乙は、甲に対し、本契約に基づき、就転職の支援サービス (以下、「キャリアサポート」という。)を行う。
- (2) 乙によるキャリアサポートは、甲に対し、乙の定めたキャリアアドバイザーが、就転職相談、履歴書・職務経歴書の作成 指導、面接対策等(以下、「キャリアサポートカリキュラム」という。) の実施によって行うものとする。
- (3) 前号のキャリアサポートカリキュラムは、前項に定めるプログラミング教育の期間開始後、乙の指定する時点から 提供開始するものとし、キャリアサポート期間の終了は、契約期間満了時とする。

- (4) 前号の規定にもかかわらず、キャリアサポート期間中に甲が転職意思を喪失した場合には、乙は甲をキャリアサポートの対象外とする。なお、下記に該当する場合やそれに準ずると乙が判断する場合に甲の転職意思は喪失されたものとみなす。
 - ・期間中 10 日間以上連絡が途絶えた場合
 - ・乙が指定する期日までに転職準備が完了していない場合
- (5) 前各号に定めるキャリアサポートは、乙が提携する法人から提供する場合がある事を甲は予め同意する。

第4条(教室の利用)

- 1 甲が教室を利用することのできる時間は、11:00 から 22:00 までとする。
- 2 甲が学習指導を受けることのできる時間は、13:00 から 22:00 までとする。
- 3 乙は、前2項に定める教室の利用について、イベントの開催 等による利用又はやむを得ない事情により教室利用ができない 場合、別の会場による実施、オンラインによる実施等の代替手 段をとることができるものとし、甲は当該措置に予め同意する ものとする。
- 4 乙は、予め乙の「WEBCAMP ONLINE」内に掲示、乙の Web サイト上への表記、チャットツールによる案内等、甲に対して 適切な通知をした上で、年末年始、夏季、ゴールデンウィーク 等の特定の期間中、教室を終日閉校することがあり、甲は当該 措置に予め同意するものとする。
- 5 乙は、日曜日を起算点とした1週間のうち、特定の曜日を定休日として閉校することができ、甲は予めこれに同意する。

第5条(乙の事情によるサービス内容の変更等)

- 1 乙は、必要に応じ、若しくは、やむを得ない事情により、学習指導日程、時間、担当メンター、実施場所、学習内容、使用学習教材等(以下、「学習カリキュラム」という。)及びキャリアサポートカリキュラム(以下、あわせて「カリキュラム等」という。)を変更・中止することができる。
- 2 乙は、前項によりカリキュラム等を変更・中止した場合、変更・中止した内容、変更後の内容及び中止後の当該学習指導の取扱い等について、甲に対し、乙の「WEBCAMP ONLINE」内に掲示若しくは乙の Web サイト上に表記することによって通知するものとする。

第6条(受講料等の支払い)

1 甲は、乙に対し、契約書に記載された学習期間の開始日まで に本サービスの対価としての受講料を支払い、若しくはその支 払いにつき乙所定の手続を完了させるものとする。

受講料:828,000円(税込 910,800円)

延長料:1回あたり100,000円(税込110,000円)

- 2 甲は、受講料の支払いについて、次の各号の支払方法を選択 することができる。なお、振込手数料等支払に関して生じる諸 費用及び分割にかかる手数料は、甲が負担するものとする。
- (1)銀行振込
- (2) クレジットカード決済



- (3) 乙の提携する信販会社を利用した割賦払い
- (4) その他、乙が別途定める方法
- 3 乙は、甲が第1項に定めた期限までに、受講料を支払い若し くは支払いにつき乙所定の手続を完了しなかった場合、甲に対 する学習指導を即座に中止することができる。

第7条(通学クラスの変更)

甲の都合による他のクラス及び他の講座への変更申請は、第 11 条の進学判定に不合格となった場合や、やむを得ない場合を除き、これを認めない。但し、契約時に選択したIV専門 のコースについては、IIIポートフォリオ制作 カリキュラム開始の 2 週間前までであれば、コースの空席状況に応じてコースの変更することができる。

第8条(外部サービスの利用)

- 1 甲は、本契約期間中、本サービスの利用に伴い Slack 等の外部サービスを利用することがある。外部サービスの利用については、各外部サービスの利用規約等に従うものとし、当該利用規約の変更等により本サービスの一部又は全部の利用が制限される可能性があり、甲は予めこれに同意する。
- 2 外部サービスの利用にかかる費用は、甲の負担とする。

第9条 (クーリング・オフ)

- 1 甲は、本契約書面を受領した日から起算して 20 日間は、書面によって本契約を解除することができる。
- 2 第1項に記載した事項にかかわらず、甲が、乙が特定商取引に関する法律(以下、「法」という。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は乙が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、乙が交付した法第48条第1項の書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によって本契約を解除することができる。
- 3 第1項及び前項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を 記載した書面を発信した時より成立する。
- 4 第4項の契約の解除は、甲が契約を解除する旨を記載した 書面を発信した時より成立する。
- 5 第1項の契約の解除については、手数料は不要とし、乙は 甲に対し損害賠償又は違約金の支払いを請求しない。甲に は、既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供 を受けた役務の対価その他の金銭の支払の義務はなく、既に 代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やか にその全額の返還を受けることができる。

第10条 (転職保証制度・受講料全額返金)

1 乙は、甲からの返金の申出があり、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、甲が返金手続きを行った場合に、甲に対して、既に支払いを受けた受講料の全額を返金する。

【A:基本条件】

甲は、以下のすべての条件を満たす場合に、既払い受講料全額の返金を受ける対象者となる。

- (a) 甲が、本サービスのカリキュラム等をすべて修了すること。カリキュラム等とは、第5条1項のとおり、学習カリキュラム及びキャリアサポートカリキュラムをいい、各カリキュラムの修了条件については、別途乙が指定する。
- (b) 第11条に規定する進学判定で不合格の通知がないこと。
- (c) 乙のキャリアサポートを利用し転職活動をすること。ここにいう転職とは、甲と求人企業との間において、雇用契約関係(正規・非正規を問わない。)、派遣契約関係(SES等を含む。)、パート・アルバイト契約関係のすべてを含む。
- (d) キャリアサポート期間中に、乙の推薦する求人企業(以下、「推薦企業」という。)から、内定を得ることができなかったこと。ここにいう内定とは、(c)に定義する転職の内容が、甲と求人企業の間で実現する又はその実現を約する内定通知書等の授受が行われ将来の採用が合意されることをいう。

【B:受講条件】

(a) 甲の受講について、次の通り条件を定める。

<年齢>

甲は、本契約期間中において、29 歳以下であることを要する。

<健康状態>

甲は、本契約期間中において、学習指導及びキャリアサポートを受ける上で影響のある身体疾患・精神疾患に罹患していないことを要する。

<受講姿勢>

受講期間中において、受講者が学習意思を喪失した場合には、 返金保証の対象外とする。なお、学習意思の喪失について、下 記の場合やそれに準ずると乙が判断した場合に甲の学習意思 は喪失されたものとみなす。

- ・合理的な理由や事前連絡なく期間中に 48 時間以上 連絡が取れない場合
- ・乙が設定したイベントに無断で欠席した場合
- ・甲乙で合意した面談等の設定時刻に合理的な理由や事前 連絡なく遅刻し、甲からの出欠確認連絡が発信された場 合

<通学>

甲の通学について、次の通り条件を定める。

- ・甲は、学習期間のうち II 応用・チーム開発 の学習期間中は 原則 160 時間以上の学習を、乙の教室若しくは乙の別途指定する場所に通学した上で、それぞれ実施しなければならない(以下、「通学条件」という。)。
- ・通学実績の管理は、校舎により毎月月末締めにて行う。
- ・第4条 4 項の特定の期間閉校する場合においては、該当日 1 日につき 6 時間を規定の学習時間から差し引き、 その差を通学条件として新たに設定するものとする。

<課題>

I基礎 期間中に課される課題(以下、「学習課題」という。) について、以下の条件に従って提出しなければならない。

・| 基礎 期間開始前に予め指定する学習課題の提出期限ま

でに、課題を提出しなければならない。

- ・I 基礎 期間開始前に予め指定する学習課題の要件を満たし、課題を提出しなければならない。要件を満たしていない場合であっても、メンターからのフィードバック後、要件を満たした上で乙が予め指定した再提出期限までに課題を再提出した場合にはこの限りでない。
- Ⅱ応用・チーム開発の応用学習で乙の定める水準を満たさなければならない。
- IIIポートフォリオ制作の成果物を期間内に完成、提出しなければならない
- IV専門 選択した AI 教養 若しくはクラウド教養 の機能をポートフォリオに実装し、期間内に完成、提出しなければならない。
- (b) 進学判定

【B:受講条件】(a) <課題>について、 I 基礎 期間の末日までに、乙が甲に対して第11条に規定する進学判定を行う。その際に、甲は合格判定を受けなければならない。

【C:転職活動条件】

甲の転職活動について、次の通り条件を定める。

- (a) キャリアサポート期間中において、乙のキャリアサポートを利用して乙の推薦企業に対し転職活動を行い、当該企業から内定を得たにもかかわらず、甲の意思によりそれを辞退した場合には、特段の事情のない限り、返金保証の対象外とする。
- (b) キャリアサポート期間中において、乙のキャリアサポートを利用せず転職活動を行った場合には、求人企業からの内定の有無にかかわらず、返金保証の対象外とする。当該事実を秘して、甲が乙に対し返金保証手続を行っていたことが判明した場合には、甲は乙に受講料の全額を支払わなければならない。
- (c) キャリアサポート期間中において、乙が甲に対し1か月 ごとに指定する課題を期限内に完了できない場合、返金保 証の対象外とする。
- (d) キャリアサポート期間中において、自己学習の継続を怠った場合には返金保証の対象外とする。なお、自己学習が継続されている事の判断基準は、開発プラットフォーム GitHub の更新頻度が3日間に1度以上であることとする。(e) キャリアサポート期間中において、甲が転職意思を喪失した場合には、返金保証の対象外とする。なお、転職意思の喪失について、下記の場合やそれに準ずると乙が判断した場合に甲の転職意思は喪失されたものとみなす。
 - ・合理的な理由や事前連絡なく期間中に 48 時間以上 連絡が取れない場合
 - ・乙が設定したイベントに無断で欠席した場合
 - ・甲乙で合意した面談等の設定時刻に合理的な理由や事前 連絡なく遅刻し、甲からの出欠確認連絡が発信された場 ヘ
 - ・乙が設定した企業との面接を合理的な理由なく欠席もしくは10分以上の遅刻をした場合
 - ・乙が紹介する企業に合理的な理由なく応募しない場合

【D:その他】

本約款第2条、第6条、第15条ないし第18条の各条項に違 反していないこと。

- 2 返金申出の可能時期は、キャリアサポート期間終了後とする。
- 3 第1項の申出の方法は、口頭、電話、メール若しくはその他 チャットツール等の方法で行うものとする。
- 4 乙は、甲より前項の申出を受けた後、返金手続の案内をし、 甲は、来店、郵送、メール若しくはその他チャットツール等の 方法により、返金手続を行う。
- 5 乙は、甲が前項の返金手続を完了した後、甲への返金を乙の 指定する方法にて実施する。返金にかかる手数料は乙の負担と する。
- 6 返金の対象となる金額は受講料に限定され、パソコンレンタル料金、割賦手数料等その他の利用料金については返金保証の対象外とする。

第11条(進学判定)

- 1 乙は甲に対し、学習期間中の | 基礎 期間末日までに、第 10 条第 1 項【B: 受講条件】(a) <課題>について進学判定を行う。 この判定は、 | 基礎 期間開始前に予め指定された基準に従い、 合格又は不合格の通知を行うものとする。
- 2 進学判定の結果、甲が合格となった場合には、Ⅱ応用・チーム開発 以降の学習指導を受けることができる。
- 3 進学判定の結果、甲が不合格となった場合には、II応用・チーム開発 以降の学習指導を受けることができない。II応用・チーム開発 以降の学習指導を受けるためには、学習期間を1ヶ月延長した上で、第10条第1項【B:受講条件】(a)<課題>について進学判定の再判定を実施し、合格となることを要する。甲が、再判定で不合格となった場合にも、同様とする。
- 4 甲が、再判定で合格となった場合には、第10条第1項【B: 受講条件】(b) の条件を充足したものとみなす。
- 5 第3項の学習期間の延長には、手数料の支払いを要する。当該手数料は、延長1回につき100,000円(消費税別。教室対応費1ヶ月分相当額。)とする。

第12条 (中途解約)

- 1 甲は、第9条第1項に定める期間の経過後であっても、乙に対し口頭、電話、メール若しくはその他チャットツール等の方法で申出をし、乙指定の退学手続き書を提出することで契約を解除することができる。乙は、甲から契約の解除の申出があった場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲で損害の賠償を請求できるものとし、解約の申出時点を基準として清算し、それを超える前受金を受領している場合には差額分を即時に返還するものとする。
 - ①指導開始後である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、50,000 円又は契約残額の 20%に相当する額のいずれか低い方と、提供された役務の対価に相当する金額②指導開始前である場合、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、15,000 円の初期費用
- 2 前項の役務の対価は、入学金 100,000 円、教材実習費単価 I 基礎ないし III ポートフォリオ制作 76,000 円/月、IV専門 100,000 円/月(計 328,000 円)、教室対応費単価 100,000 円/月(計

400,000 円)として計算する(すべて消費税別。)。なお、入学金はいかなる場合においても返還されず、教材実習費、教室対応費についての清算は、月単位で行うものとし、月途中に解約をした場合においても日割計算は行わない。

- 3 第1項の契約の解除があった場合、パソコンの貸出料その他本契約とは別の契約に基づく商品及び役務提供の対価の返還は、該当する契約の内容に従って実施の有無が決定される。
- 4 乙の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料 等を徴収しないものとする。
- 5 返還金のある場合は、甲の指定する方法で速やかに返還する ものとする。

第13条(割賦販売法に基づく抗弁権接続に関する事項)

ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を行う場合に は、甲は、割賦販売法に基づき役務提供事業者に生じている事由 をもってその支払請求に対抗できる。

第14条(前受金の保全に関する事項)

乙は、前受金の保全措置はとっておらず、甲は予めこれに同意 する。

第15条(指導中に発生した成果物の著作権)

- 1 甲は、学習指導中又は学習指導に関連して新たに発生したプログラムコードその他の著作物に関する著作権等の知的財産権について、乙がこれらを保存・蓄積した上、本サービスの円滑な運営、改善、当社又は本サービスの宣伝告知(第三者のメディアへの掲載を通じたものを含む。)その他乙の事業のために、あらゆる態様で利用できることについて同意する。
- 2 甲は、前項の著作物に関し、乙及び乙から権利を承継し又は 許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意す る。

第16条 (権利譲渡等の制限)

- 1 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は 本契約に基づく権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又 は担保の目的に供することはできない。
- 2 乙が本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合(乙が消滅会社又は分割会社となる合併又は会社分割等による包括承継を含む。)には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利、義務及びその他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとし、甲は、かかる譲渡につき本項において予め同意する。

第17条 (禁止行為)

- 1 甲は、学習指導を受けるにあたって、以下の各号の行為を行ってはならない。また、甲は、乙が、教室の使用、受講の方法等について指示をしたときは、これに従うものとする。
- (1) 乙の WEBCAMP ONLINE の配信データ等の教材又はこれらを複製したものを他人に販売・贈与・交換等他人に譲渡する行為及び有償無償を問わず他人に貸与する行為
- (2) 本契約の期間中及び本契約終了後における、他の受講者等に対する、退会の勧誘、他の学習塾への入会を勧誘する行為及

びこれに類する行為

- (3) 乙による学習指導等を妨害し、他の受講生、メンター、スタッフ等に危害を与える行為、乙若しくは第三者を誹謗中傷し 名誉若しくは信用を傷つける行為、教室の秩序を乱す行為
- (4)他人に対し、自己の ID、パスワード等を譲渡、貸与、利用 させ、若しくは WEBCAMP ONLINE を利用させる行為
- (5) 他の受講者の転職活動の状況を詮索する行為
- (6) 乙に対し、甲の経歴・既往歴等の事実の全部又は一部につき、虚偽の事実を提供する行為
- (7) 他の受講者若しくは第三者の設備又は設備の利用又は乙の 運営に支障を与える行為、その他法令に違反し又は公序良俗に 反する行為
- 2 乙は、甲が前項に記載されている禁止事項やその他特約事項 等に違反する行為を確認した場合は、甲に対する学習指導をせ ず、甲による設備の利用等の一切をさせないことができる。

第18条(秘密保持)

- 1 甲及び乙は、媒体の形式を問わず、本契約及び本約款に定める内容において又はそれらに関連して開示され又は知り得た相手方の営業上、技術上その他の一切の秘密情報(乙の提供する教材の内容、学習指導内容及びその方法を含み、以下、「秘密情報」という。)について厳に秘密として保管し、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約の履行以外の目的に使用、第三者に開示、提供、漏洩、複写、複製してはならない。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し必要な範囲内に限り、開示ができる。
- 2 本条に基づく秘密保持義務は、次の各号に定める情報については適用されないものとする。
- (1) 秘密情報の提供を受ける以前から公知であったか自らが所有していた情報
- (2) 秘密情報の提供を受けた後に、自らの責に帰しえない事由 により公知となった情報
- (3) 秘密情報の提供を受けた前後を問わず、独自の開発により 知得した情報
- (4) 秘密情報の提供を受けた後に、正当な権限を有する第三者 から秘密保持義務を負わずに適法に知得した情報

第19条(個人情報等の取扱い)

- 1 乙は、本契約の遂行において取得した個人情報を、甲の同意 なく利用目的の範囲を超えては利用しない。乙が取得した個人 情報は、下記の目的の範囲内で適正に取り扱うものとする。
- (1) 本人確認
- (2) 本契約の遂行
- (3) 学習指導のスケジュール管理等
- (4) キャリアサポート
- (5) 受講料、遅延損害金等の請求
- (6) 各種連絡
- (7) 売上の管理
- (8)紛争、訴訟などへの対応
- (9) 本サービス及びその他乙のサービスに関する案内、お問い 合わせ等への対応



(10) その他前各号の業務に付随する目的のため

- 2 乙は、甲の氏名・受講歴等、本契約の遂行のために必要な甲に関する情報を、コースを担当するメンターに提供する。乙は、 当該メンターと個人情報保護に関する契約を締結するなど、受 講者の情報保護のため必要な措置を講じる。
- 3 甲は、乙がその学習指導風景を撮影する場合があること、甲の肖像が乙の撮影した写真に写り込む場合があること及び乙がこれを広告等に利用することについて予め了承し、異議を述べない。

第20条 (損害賠償)

甲は、本契約に関連して乙に損害を与えた場合、乙に対しその全ての損害(弁護士等専門家費用及び乙人件費相当額を含む。)を 賠償するものとする。但し、第9条及び第12条に定める場合を 除く。

第21条(免責)

天変地異、ネットワーク上の障害、通常講ずるべきウィルス対策では防止できないウィルス被害その他乙の責によらない事由によって本サービスの提供が遅延し、又は困難若しくは不能となった場合、これによって甲に発生した一切の損害について、乙は責任を負わないものとする。

第22条 (分離可能性)

- 1 本契約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と 判断された場合であっても、本契約の残りの規定(無効又は執 行不能と判断された規定以外の条項及び部分)は影響を受けず、 その後も有効なものとして存続するものとする。
- 2 前項の場合、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の規定 の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範 囲で修正し、当該条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的 効果を確保できるように努めるものとする。

第23条 (協議条項)

本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に定めなき事由が生じたときは、甲及び乙は互いに誠実に協議の上速やかな解決を図る。

第23条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とする。

【以下余白】

